

マイナンバーカードの 印鑑登録証としての利用

令和4年12月2日

福井県あわら市

マイナンバーカードの印鑑登録証としての利用 (福井県あわら市)

- マイナンバーカード裏面の磁気ストライプに、当市の発行する印鑑登録証の番号を記録して、印鑑登録証として利用。
- 通常の印鑑登録証は発行手数料（300円）を徴収するが、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用する場合は発行手数料が無料となる。
- 印鑑登録証のマイナンバーカードへの統合により、手持ちのカードが1枚で済むメリットも。

参考：あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例

https://www1.g-reiki.net/awara/reiki_honbun/r019RG00000038.html